

別紙(第3条関係)

きたみワーク・ライフ・バランス推進優良事業所表彰選考基準

1. 表彰基準は次のとおりとする。
 - (1) 次に掲げる各取組分野の項目のうち、前回認定時より現在取組中の項目が増えていること。
 - (2) 各取組分野の項目のうち5つ以上現在取組中に該当していること。かつ、全項目のうち40項目以上現在取組中であること。
 - (3) 認定を受けてから10年以上経過していること。
 - (4) 前3号の基準を全て満たしていること。
 - (5) 前各号の規定にかかわらず、ワーク・ライフ・バランス推進に関し先駆的・特徴的な取組を行っており、他の事業所の模範となり、広く周知すべき内容であること。

取組分野

1. 仕事と子育て・家族の介護等を両立できる職場環境づくり
2. 性別にとらわれない能力活用（採用・職域）
3. 従業員の健康づくりへの取組
4. 男女ともに働きやすい職場環境づくり